

○国立大学法人筑波大学理事の任期に関する規程

〔平成23年1月27日〕  
〔法人規程第3号〕

国立大学法人筑波大学理事の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、理事の任期について定めるものとする。

(任期)

第2条 理事の任期は、1年とする。

2 事故等により理事が欠員となった場合の後任の理事の任期は、前項の規定にかかわらず、当該年度の末日とする。

3 学長が欠員となった場合の理事の任期の末日は、第1項の規定にかかわらず、後任の学長が任命される日の前日とする。

4 学長が欠員となった場合における後任の学長が任命する理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該年度の末日とする。

5 理事は、再任されることができる。

附 則

この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。